

本委員会は執行部出席のもと3月15日に開催した。

審査した議案（6件）

Pick up!
○教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

Pick up!
○まち・ひと・しごと創生基金条例

○手数料条例の一部を改正する条例

○附属機関設置条例の一部を改正する条例

Pick up!
○ボルダリング施設条例

○社会体育施設条例の一部を改正する条例

こんな議論がされました

●教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進するため、教育に関する事務のうち学校における体育に関するものを除く、スポーツに関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定するものとの説明。

委員から、体育施設の所管が変わり、今までと違う利用方法になると思うが、市民へどのように周知するのかとの質疑があり、今回変更になる部分が、教育庁舎で鍵の貸し借りをしているものが、大間々庁舎に変更になるが、施設の管理についてだけでなく、市内にどのような体育施設があるのかを含めて、広報等ですっかり周知していきたいとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●まち・ひと・しごと創生基金条例

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に要する経費の財源に充てるため、基金の設置管理及び処分に関する必要な事項を定める条例を制定するものとの説明。

委員から、寄附金はいろいろな事業に使われているが、市が指定している重要文化財にも活用ができるかとの質疑があり、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にひもづいている事業に使えるため、市指定文化財にも活用できるとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●ボルダリング施設条例

旧東中学校体育館内にボルダリング施設を整備するにあたり、ボルダリングを通じて交流人口の増加を図り、東町地域づくりを推進し、地域の活性化を促すため、ボルダリング施設の設置及び管理について定める条例を制定するものとの説明。



委員から、ボルダリング施設の使用方法はとの質疑があり、来ていただいた方には使用許可申請書を提出していただき、初回の方には講習を受講後、登録者を発行し、利用可能となる。また、2回目以降は登録者証を提示していただくことで利用ができるとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

旧東中学校体育館内にボルダリング施設が整備されます

市民福祉常任委員会

本委員会は執行部出席のもと3月10日に開催した。

審査した議案（3件）

Pick up!
○国民健康保険条例の一部改正

Pick up!
○指定管理者の指定の期間変更（みどり市立厚生会館）

Pick up!
○消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書



こんな議論がされました

●国民健康保険条例の一部改正

令和5年4月から健康保険等の被保険者に対する出産育児一時金の支給額が引き上げられることになり、これとの均衡を図るため、国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金の支給額を同様に引き上げる改正を行うものとの説明。

委員から、一般会計を含めた今後の国保運営の財源措置の取扱いについて質疑があり、地方交付税から3分の2が入り、国庫負担金として令和5年度に限り5000円の補助があるが、安定運営を図るために、今後国へ財政支援など要望していきたいとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●指定管理者の指定の期間変更（みどり市立厚生会館）

みどり市立厚生会館の指定管理者であるみどり市社会福祉協議会の大間々支所の機能が、みどり市役所大間々庁舎に移転されるため、現行の指定管理者の指定期間を5年から2年に変更しようとするものであり、指定期間は既に議決を受けている事項であるため、これを変更することについて議決を求めるものとの説明。

委員から、厚生会館の維持管理について質疑があり、市民の方にご利用していただく期間においてはしっかりと対応させていただきたいとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。



決定。

●消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

委員から、国が仕入税額控除に関する経過措置を設置していることについて質疑があり、激変緩和措置は一時的なものであり、終了後はまた厳しい状態になるとの説明あり。

討論として、インボイス制度により非課税業者の方や自由業の方、農業の方が不安になるようなことが言われているが、本来この制度は任意であるため、そこまで影響が出るか分からないとの反対討論あり。

採決の結果、挙手なしにより不採択すべきものと決定。



本委員会は執行部出席のもと3月14日に開催した。

審査した議案（7件）

サンレイク草木再建に伴い、令和5年3月末日をもって同施設を一時閉館します

Pick up!
○塩原生活改善センター条例の廃止

ター条例の廃止

Pick up!
○国民宿舎条例の廃止

Pick up!
○まちなか交流館条例の廃止

○建築基準法関係手数料条例の一部改正

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正

Pick up!
○市道の路線認定

こんな議論がされました

●塩原生活改善センター条例の廃止

公共施設個別施設計画第1期計画に基づき、今後も必要な機能は多世代交流館に移転し、その他の施設および設備については、老朽化を考慮して解体するため、条例を廃止するものとの説明。

委員から、建物解体後の跡地について質疑があり、現在のところ解体後は更地にして管理していく予定との説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●国民宿舎条例の廃止

国民宿舎サンレイク草木を再建する方針に基づき、令和5年3月31日をもって現施設を一旦閉館するため、同施設の設置および管理について定める条例を廃止するものとの説明。

質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。



●市道の路線認定

市道笠懸1419号線は県道大間々世良田線と市道笠懸1377号線をつなぐ路線として新たに整備するため、また、市道笠懸3232号線、4408号線、4409号線および市道大間々4495号線は譲与または寄附を受けたため、それぞれ路線の認定を行うに当たり、道路法の規定により、議会の議決を求めるものとの説明。

質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●まちなか交流館条例の廃止

一般社団法人みどり市観光協会設立に伴い、同協会の事務所として施設を貸し出すに当たり、まちなか交流館を観光施設としての用途を廃止して普通財産とするため、同施設の設置および管理について定める条例を廃止するものとの説明。

質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

